

令和5年司法試験予備試験論文式試験法律実務基礎科目（刑事）について

令和5年12月21日
司法試験委員会

司法試験予備試験考查委員会議において、令和5年司法試験予備試験論文式試験法律実務基礎科目（刑事）について、以下のとおりの取扱いとすることといたしました。

論文式試験法律実務基礎科目（刑事）【事例】7の12行目の記述「すると、Aが」は「すると、犯人が」の誤記であることが、試験後に判明しましたが、当該誤記が解答に影響を与えたものとは認められないことから、特段の措置は行わないことといたしました。

試験問題に誤記があったことを心からおわび申し上げます。